

## 第 2 次

# 福岡市教育振興基本計画

やさしさとたくましさをもち

ともに学び未来を創り出す子ども





## はじめに

福岡市教育委員会では、平成21年に福岡市における教育振興基本計画となる「新しいふくおか教育計画」を策定し、教育施策を推進してまいりました。

今、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた動きや、グローバル化の進展、働き方改革の推進、共生社会の実現に向けた取組み、子どもの貧困と貧困の連鎖による格差の拡大など、社会の変化は激しさを増しています。

また、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組みも広がっています。

こうした社会の変化は、加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものであり、子どもたち一人ひとりが、予測できない変化に受け身ではなく、主体的に関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることが重要となっています。

このような状況を踏まえ、さらに教育施策を推進していくため、このたび、「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定し、教育の目標となるめざす子ども像を

**「やさしさとたくましさもち ともに学び未来を創り出す子ども」**  
としました。

変化の激しい社会の中においても、子どもたちの他者を思いやるやさしさや、たくましく生きる力を持ち、多様性を認め、様々な人とともに学び、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことができる力をはぐくんでいく必要があります。

本計画の実現のためには、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域・企業等が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。それぞれが役割を果たし、互いに連携しながら、社会全体で未来の福岡市を支え、創造する子どもたちを、共にはぐくんでいきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和元年6月  
福岡市教育委員会

# もくじ

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の枠組み	2
3	本市や国の動向	4
4	「新しいふくおかの教育計画」の評価, 現状と課題	6
	(1)めざす子ども像	(4)「新しいふくおかの教育計画」の認知度
	(2)市民・保護者の満足度	(5)子どもの現状・課題
	(3)「新しいふくおかの教育計画」の総括	(6)子どもを取り巻く各主体の現状・課題
5	これからの福岡市の教育がめざす姿	13
	(1)めざす子ども像	(5)教育委員会事務局の責務
	(2)福岡スタンダード	(6)望まれる家庭の役割
	(3)あるべき学校像	(7)望まれる地域・企業等の役割
	(4)あるべき教員像	(8)共育
6	福岡スタイルと施策の体系図	22
	(1)福岡スタイル	
	① 9年間を見通した小中連携教育	
	② 子ども・家庭への支援	
	③ ICTを活用した教育活動の充実	
	(2)施策展開	28
	施策1 確かな学力の向上	
	施策2 豊かな人権感覚と道徳性の育成	
	施策3 健やかな体の育成	
	施策4 いじめ・不登校等の未然防止・早期対応	
	施策5 特別支援教育の推進	
	施策6 魅力ある高校教育の推進	
	施策7 グローバル社会を生きるキャリア教育の推進	
	施策8 読書活動の推進	
	施策9 チーム学校による組織力の強化	
	施策10 学校と家庭・地域等の連携強化	
	施策11 資質ある優秀な人材の確保	
	施策12 教職員の資質・能力の向上・活性化	
	施策13 コンプライアンスの推進	
	施策14 安心して学ぶことができる教育環境の整備	
	施策15 教員が子どもと向き合う環境づくり	
	施策16 子どもの安全確保に向けた取組みの推進	
	施策17 家庭・地域等における教育の推進	
7	資料編	63

# 計画策定の趣旨

教育の使命は、子どもたちの能力を伸ばし自己実現を促すとともに、人格の完成をめざし、共同体の一員として、社会を担う市民としての基本的資質を身に付けさせることです。

福岡市教育委員会では、平成12年7月に策定した「教育改革プログラム」に基づき21世紀を生きる子どもたちを健やかにはぐくむため、学校教育を中心として、家庭や地域と連携した教育環境の実現に向け教育改革に取り組んできました。

平成21年6月には、福岡市におけるはじめての教育振興基本計画となる「新しいふくおかの教育計画～『改革』と『共育創造』～」を策定し、基本計画部分の期間を概ね10年、重点的に取り組む具体的な計画を示した実施計画部分を、前期実施計画として平成21年度から平成25年度、平成25年度に見直しを行い、後期実施計画を平成26年度から平成30年度とし、学校だけでなく家庭、地域・企業等が一体となって多様な教育課題を克服し、福岡市の教育目標を達成するために様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた動きや、働き方改革の推進など、社会の変化が加速度を増す中で、未来の福岡市を支え創造する子どもたち一人ひとりを健やかにはぐくんでいくためには、これまでの取り組み状況、現状と課題を踏まえ、学校、家庭、地域・企業等がさらに連携して、新たな時代に対応した取り組みを進めていくことが必要不可欠です。

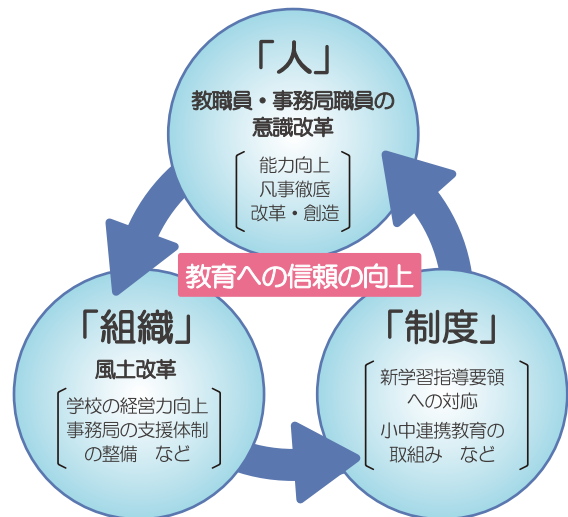
そこで、引き続き、社会全体で子どもたちをよりよくはぐくんでいくため、これからの福岡市の教育の道筋を示す指針として「第2次福岡市教育振興基本計画（以下『本計画』という。）」を策定するものです。

## 【福岡市の教育改革の意義】

教育の使命について、教育基本法は、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」と規定しています。

「改革」とは「改めてよりよいものにする事」です。時代や社会は変容していきます。当然、子どもの教育環境も変わっていきます。福岡市の教育改革とは、子どもの実態や地域社会の変化を踏まえて見直すべきは見直し、よりよい教育を実現することであり、そのことにより教育への信頼性を高めることです。

福岡市教育委員会は、社会状況の変化を踏まえ、教育の目的を達成していくため「人」「組織」「制度」全般にわたる不断の改革を引き続き進めていきます。

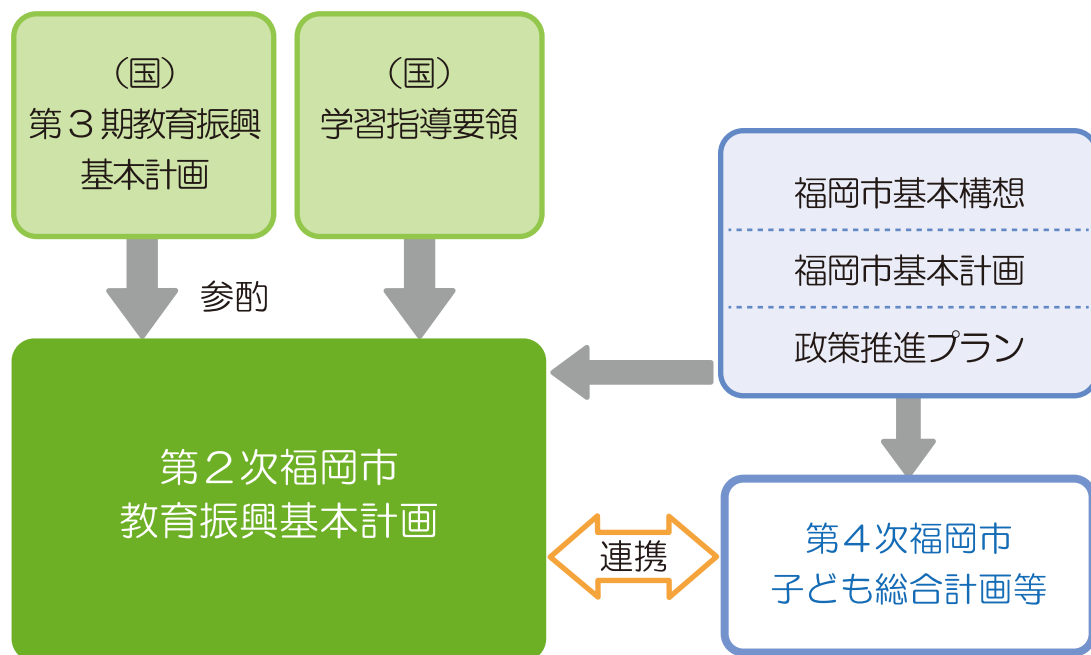


## 計画の枠組み

### (1) 計画の位置づけ

- 本計画は、教育基本法に規定される、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- 平成21年度に策定した「新しいふくおかの教育計画」の成果と課題を踏まえ、学校教育を中心とし、家庭・地域等との連携・協力のもとで子どもたちをともにはぐくむための本市の教育分野の計画とします。
- 「新しいふくおかの教育計画」の構成を見直し、基本計画部分と実施計画部分を整理統合して、基本方針を示すものとします。これまで実施計画部分に記載されていた個別具体の事業や取組事項については、毎年策定する教育委員会運営方針で示していきます。
- 福岡市政全般にわたる「福岡市基本構想」「福岡市基本計画」「政策推進プラン」とも整合性を図っています。
- 子どもたちをはぐくむには、学校教育だけでなく、家庭での子育てや、保健、福祉の分野も大きく関わってきます。乳幼児期における就学前教育の重要性が指摘されるなど、教育委員会が所管する分野のみでは解決できない課題も存在するため、こども未来局が策定する子どもに関する計画や施策との連携を図りながら、施策を推進していきます。

#### 【第2次福岡市教育振興基本計画の位置づけ（イメージ）】



## (2) 計画の範囲

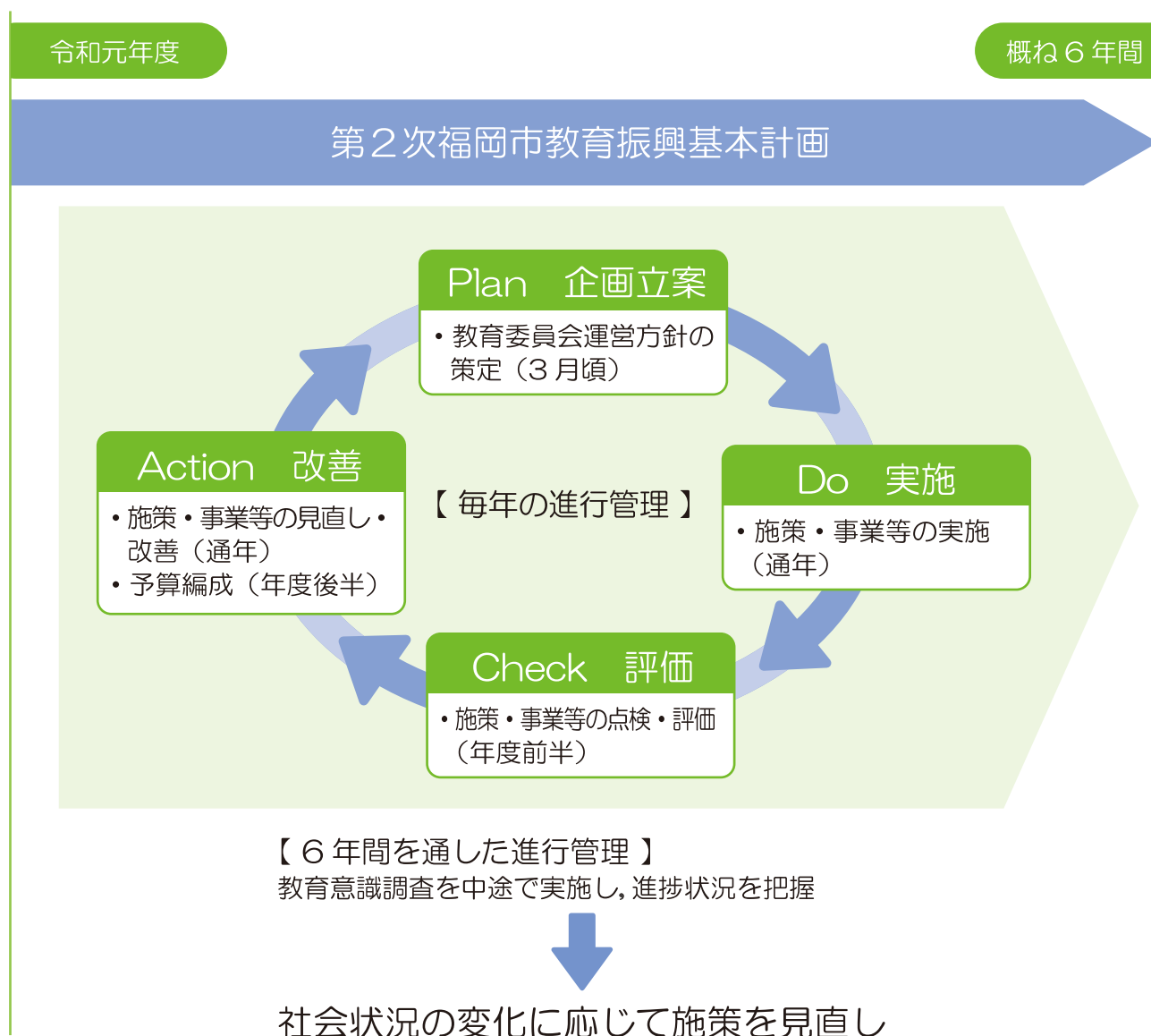
市立学校(小学校・中学校・特別支援学校・高等学校)における取組みを中心とし、子どもたちをともに  
はぐくむ家庭・地域等の取組みも含めた、教育に関わる分野を範囲とします。

## (3) 計画の期間

始期を令和元年度とし、社会の変化のスピードに対応するため、その対象期間は概ね6年間とし  
ます。また、社会状況の変化に応じて施策の見直しを行います。

## (4) 計画の進行管理

毎年の点検・評価において進行管理を行います。  
そのため、可能な限り客観的な評価指標を設定します。



# 本市や国の動向

本計画の策定にあたって、本市や国の動向を的確にとらえることが重要です。

## (1) 本市の動向

### 《福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の策定》(平成24年12月)

平成23年度に実施した「アジアのリーダー都市ふくおか！プロジェクト」で市の将来の姿について市民の皆さんから寄せられたたくさんの意見を踏まえ、平成24年度に市議会の議決を経て策定。

「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」において、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、住んでいる人にも、訪れる人にもやさしいまちをめざすことを明記。

### 《ユニバーサル都市・福岡の推進》

みんながやさしい、みんなにやさしい、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち

### 《性的マイノリティに関する支援方針の策定》(平成30年3月)

国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちをめざしている。

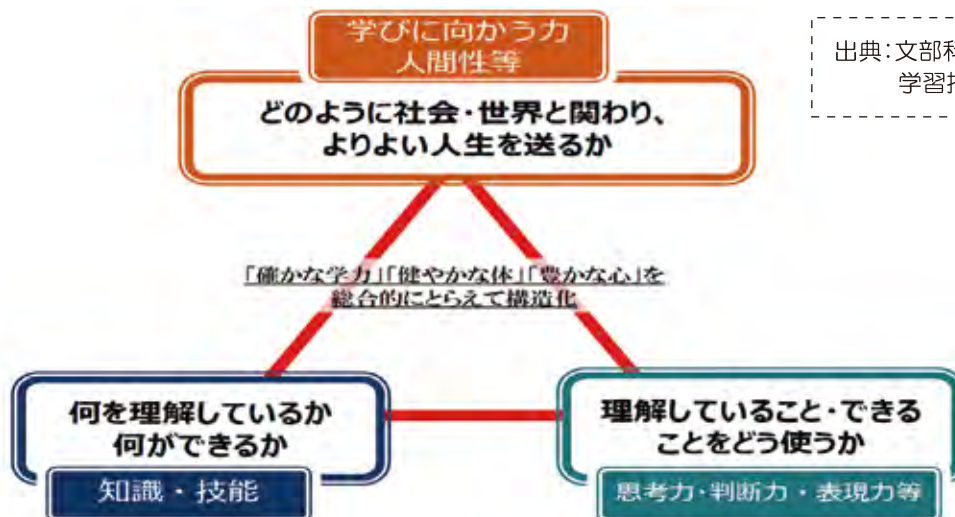
## (2) 国の動向

### 《新教育委員会制度への移行》(平成27年4月)

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正。

### 《学習指導要領の改訂》(平成30年度から移行期間)

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図る。



出典：文部科学省  
学習指導要領



### 《学校における働き方改革に関する緊急対策の策定》(平成29年12月)

平成29年12月に中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」がまとめられた。「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめられた。

### 《第3期教育振興基本計画の策定》(平成30年6月)

平成30年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方や、特に留意すべき視点として、客観的な根拠(エビデンス)を重視した教育政策の推進に向けた新たな施策について示されている。

### 《学校における働き方改革推進本部の設置》(平成31年1月)

平成31年1月25日に中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての具体的な提言がなされた。

この答申を受け、文部科学省に、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、同日付で「学校における働き方改革推進本部」が設置されるとともに、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されている。

### 《学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)》(平成31年3月)

平成31年3月18日に文部科学省において、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策が整理され、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化など、その取組みの徹底について通知されている。